

ジャパン・タックス・インスティテュート国際課税委員会 2008 年 10 月 27 日

C F C 税制 (タックスヘイヴン対策税制) の課題

立教大学 浅妻章如

1. 租税条約との関係について

立教法学寄稿予定

1.1. 租税条約違反でない理由について

東京地判平成 19 年 3 月 29 日平成 16 年(行ウ)170 号について 浅妻章如「租税特別措置法 66 条の 6 と日星租税条約との関係」ジュリスト 1363 号 140-143 頁(2008.9.15) 141 頁右 18 行目

「措置法 66 条の 6 による課税対象は名目的に内国法人であるというだけでなく実質的にも内国法人である、という説明が本判決によって一応できている」

1.1.1. 「一応」……納税者に反論の余地

判決文より抜粋……「租税回避行為に対するためのタックスヘイヴン税制として、海外子会社の所得の一部又は全部を内国法人の利益とみなして課税をすることは、その内容が合理的なものである限り、日星租税条約に違反するものではない」

ありうる反論……条約法が国内法より優先するのに、国内法における租税回避行為対策としての「合理」性自体は、条約違反でないことの理由とならない。

では東京地裁は国内法(の「合理」性)が条約に優位するとも言うのか?

まさか東京地裁(及び東京高裁)はそう言うまい。

東京地裁の論理(推測)……形式的には内国法人が課税対象とされているが、それだけで条約違反でないとはいえない。しかし租税回避行為対策としての合理性は、実質的にも内国法人が課税対象とされていることを意味する。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。